

# 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定について

## <地方公共団体実行計画（事務事業編）とは>

- 地方公共団体の事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減等のため、**策定と公表が義務づけられている**地球温暖化対策推進法第21条第1項及び第13項に基づく**計画**。

## <対象範囲>

- 全ての**都道府県、**市町村**、特別区、**一部事務組合、広域連合地方公共団体の事務・事業**

## <事務事業編の策定>

- 事務事業編策定にあたっては、**温室効果ガス総排出量を把握した上で削減目標を設定し、目標達成に向けた措置を講じる。**
- PDCAにより、**推進・点検・評価・見直し・公表を行う（年1回の公表は義務）。**

## <温室効果ガスの種類と主な発生源>

温室効果ガスの種類	主な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料の使用
メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車・船舶使用、家畜の消化内発酵、家畜の排泄物
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車・船舶使用、肥料使用
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	冷房機器（冷媒）の処分、エアゾール（スプレー缶）使用
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	変圧器等電気機械（絶縁）の処分
パーフルオロカーボン(PFC)	溶剤使用
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体素子加工工程での使用

## <温室効果ガスの総排出量の把握>

- 温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数**  
 活動量……各施設におけるエネルギー（電気、ガス、灯油等）の使用量の実績値を集計  
 排出係数…エネルギーの種類別に定められたもの。
- 例：電気使用の場合

1年間の電気の使用に伴う  
二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の排出量  
(kg-CO<sub>2</sub>)  
排出量

=

1年間の電気の使用量  
(kg-CO<sub>2</sub>)  
活動量

×

電気1kWh 当たりの  
二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の  
排出量  
排出係数

## <排出係数の例>

項目	排出係数	単位
都市ガス	0.00223	t-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
LPG	0.00660	t-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
灯油	0.00249	t-CO <sub>2</sub> /ℓ
A重油	0.00271	t-CO <sub>2</sub> /ℓ

項目	排出係数	単位
熱供給	0.000057	t-CO <sub>2</sub> /MJ
ガソリン	0.00232	t-CO <sub>2</sub> /ℓ
軽油	0.00258	t-CO <sub>2</sub> /ℓ
電気 (※)	0.549	kg-CO <sub>2</sub> /kWh

※電気の排出係数は、電気事業者によって異なる。

上記は、2021年度の北電の係数